

- 荘司泰男議員の行った、代表質問と答弁の概要をご紹介します。

荘司泰男（日本共産党、右京区）2000. 10. 4

消費税引き上げに反対し、食料品非課税を要求せよ

日本共産党の荘司泰男です。日本共産党京都府会議員団を代表して、知事の見解をうかがいます。

まず府民の暮らしと営業に大きな影響を及ぼす消費税の増税問題について述べ、質問します。7月に政府税制調査会が中期答申を発表しました。その内容は、今後の税制の大きな方向として、「消費税は今後、わが国の税財源にとってますます重要な基幹税である」として、消費税の大増税の方向を明記しています。その上、中小業者を苦しめ「第二の消費税」になるといわれる法人事業税の外形標準課税化や個人所得税や相続税の課税最低限の引き下げなど、庶民に対する「増税の三重苦」を押しつけるものです。

政府税調特別委員でさえも新聞で「増税リストラ色」「まさに血も涙もない」と厳しく批判しているほどひどい中身です。この政府税調では、消費税の20%への引上げも論議されましたが、国民の反発を恐れて、明記を避けたとも言われています。「選挙前にはダンマリ、選挙が終わったら大増税」へのレール作りにまっしぐら。このまま黙っていたら、参院選挙後には、消費税の大増税は必至です。

公共事業のムダを削り、逆立ちした予算の使い方や70兆円の銀行支援の枠組みに抜本的にメスを入れ、大企業や高額所得者に対する不公平税制を是正するなど、改革を実行すれば、消費税の増税なしに、財政の再建ができます。税制度では、大企業と高額所得者に応分の負担を求める「応能負担」と直接税中心、総合累進課税・生計費非課税という民主的原則に戻すことが必要です。日本は、主要国の中で最も所得格差の大きな国の一つです。税制の改革は、国民の所得を再配分し、貧富の格差を是正するという、制度本来の機能を強める方向で行なうべきであり、いま進められようとしている低所得者に税負担を重くするやり方は厳しく批判されるべきであります。

97年の4月に消費税が5%に引き上げられ、消費が大きく冷え込んだことが、現在の長引く不況の大きな要因になったことは、政府自身が認めていることです。更なる消費税の増税は、国民の暮らしと営業に破壊的な被害を産み出すでしょう。府民の暮らしを守り、不況打開のために、消費税増税は絶対に許せません。

そこで知事の見解を伺います。日本共産党は、消費税の引上げに反対するとともに、食料品の非課税を求める国民の共同を呼びかけています。食料品の非課税が実現すれば、府民の暮らしを守る大きな力になり、消費の拡大に直結します。知事が、府民の生活を守り、不況打開の先頭に立つためにも、食料品への非課税を政府に強く求められることを要求し、答弁を求めるものです。

【知事】食料品の非課税化の問題も含め、税制の基本的なあり方については、これまでから何度も申し上げているとおり、国全体の経済、財政にかかわる問題として、国民の理解のもと、国税制定について権限と責任を有する国会と政府において、総合的、専門的見地から検討がされるべきものと考えている。

なお、国から地方への税源委譲や外形標準による課税は、地方分権を実効あるものとするために、安定的かつ公平な自主財源の確保を意図して、府として強く要望してきた

ところである。また、要望に際しては、必ず中小企業への十分な配慮を求めている。

深刻な雇用問題

次に、雇用問題についてうかがいます。

政府統計では、失業率は統計開始いらい最悪の5%に迫り、近畿圏と京都の様相はいっそう深刻です。失業者は300万人を超え、雇用不安は、中高年層だけでなく、青年も女性も、また新卒の大学生や高校生さえ巻き込んで、ますます深刻化しています。こうした不安定雇用と失業が増大する一方で、賃金と労働条件の地滑り的な切り下げがすすみ、いまや歴史を逆転させるような労働強化と長時間労働がまん延しています。しかも今日のリストラには、これまでにない新しい、異常な特徴があります。京都にも工場のある日産や三菱など自動車産業、また、日新電機、日立造船、島津製作所などの大規模な人員削減計画をいちいち引き合いに出すまでもなく、リストラの先頭に立っているのは、業績のよい、倒産の心配のない世界的な大企業であり、その最大の狙いは「従業員と下請け関連企業の犠牲で、不況のなかでもさらに企業のもうけを伸ばそう」ということにあります。こうした大企業の横暴・勝手、大規模なリストラを、産業活力再生法など、一連の法整備までやって応援しているのが、自民・公明を中心とした国の悪政であり、この道は国民生活を破局へと導くものにほかならないことは現実が示しています。

いま、こうした事態から府民の雇用を守るには、2つの点で本腰を入れた対応が必要と考えます。

解雇規制条例の制定を

第一は、大企業の横暴・勝手なリストラ・解雇を規制するための、最低限のルールづくりがどうしても必要です。政府が「解雇規制法」の制定を拒否しているもとの、野放しになっている大企業のリストラ・解雇にどう歯止めをかけるのか。わが党議員団は、これまでも府として「事前の届出と影響調査、協議」などを内容とする「解雇規制条例」を制定するよう繰り返し求めてきましたが、このことが今ほど必要なきはないと考えます。

これまで知事は、「雇用対策法により30人以上の解雇については届出が義務付けられており指導が行なわれている。この法以上のことをやれば問題が生じる」などと、答弁されてきました。しかし、そもそも雇用対策法21条の趣旨については、1967年1月13日付けの職業安定局長の「通達」で明確です。この届出制には解雇を制限する機能はありません。逆に大量の解雇があった後に、一定の対策を講じようとするものであり、法目的が解雇制限とは異なります。したがって、法律と対象は同じでも目的や趣旨が違う場合、自治体が条例を制定するのは問題なしという通説にたつて、解雇規制条例を制定することは十分可能であります。むしろ、情報公開条例や公害防止条例、消費者保護条例など、各自治体での条例づくりの努力が法律に先行し、その結果、国の立法そのものをうながす力になったことこそ、しっかり見る必要があります。工場の縮小・移転が相次ぐ京都の知事として、地方分権をリードするこうしたイニシアティブを発揮するおつもりはないのか、今日時点での知事のご所見をお聞かせ下さい。

さらに、これまで知事は、「解雇を規制すれば、京都にくる企業はなくなる」と繰り返し述べてこられました。この発言は、「もうけのための企業のリストラは当然」という立場に立っておられることを自らお認めになっているものとして重大ですが、同時に健全な企業活動と、それにもとづく地域経済発展という視点から見ても非常に短絡的なものです。

労働省が発行する「平成12年度版・労働白書」では、「人員削減によるマイナス効果」

という項目をわざわざあげ、リストラの横行により「残された労働者」のなかで「企業への信頼感が低下」し、「就業意欲が低下する」と分析し、これによる「生産性の低下」と「企業経営へのマイナスの影響」を指摘しています。また、マクロ経済の視野に立てば、雇用量の減少が勤労者の消費を冷え込ませ、不況をいっそう深刻にすることで「再び企業経営に跳ね返ってくる」と、リストラの悪循環を告発しています。こうした指摘は、「個々の企業は立ち直ってもマクロ経済が悪化する」と、企業の雇用調整を問題にした昨年の「経済白書」にも共通するものです。さらにこの間、現場を考慮しないリストラ・人減らしが、品質の不良化や重大事故を引き起こし、実際に企業経営をダメにする事例が続出しています。東海村の臨海事故、雪印乳業の品質管理、相次ぐ医療事故のどれをとっても、背景にこうしたリストラが深刻な影をおとしています。

こうした視野に立てば、個別企業の利益しか見ない知事のご認識は、京都経済全体と企業の社会的責任をまったく見ないものと言わざるをえません。知事が「9月補正の重点は雇用対策だ」といくら強調されても、一方で従業員と下請けの切り捨てが野放しでは「効果半減」ではないでしょうか。今こそ、労働者の生活を守り、京都の地域経済を立て直し、予算投入による効果を上げる一石二鳥、三鳥の策として解雇規制条例の制定を進めるべきと考えます。知事のご所見をお伺い致します。

【知事】解雇規制条例の制定については、わが国では、整理解雇の要件が判例で確立しており、国会においても一昨年の参議院の立木議員の質問でも、そういう答弁があり、昨年の8月の参議院でも共産党の山下議員の質問に森総理から同じような答弁があった。「解雇を一律に規制するような立法措置は適切ではない」という政府答弁がされている。

また、企業活動が都道府県のエリアを超えておこなわれるなかで、京都府だけが条例により解雇を規制することは、法制度上むずかしいうえに、企業が京都府内への立地を避けることにもなりかねないことから、適当でないと考えている。

しかしながら、日産車体や信用金庫の問題のように、地域の経済や雇用に大きな影響を及ぼす場合には、関係企業に対して雇用の確保に最大限努めるよう強く要請する一方、労働局をはじめとする関係機関と連携・協議して、緊急雇用安定地域の指定など国制度の積極的な導入に努めて、各種助成金の活用による雇用の確保をはかっている。

緊急雇用対策事業の改善を

雇用問題の第二に、緊急雇用対策の内容を、いかに実効性あるものに改善するかという点についておたずねします。

これまでわが党は、府下で5万人を超える方が職安に行っても、現実にはその半分の求人さえないこと、とくに55歳以上になると10人に1人の求人さえないという事実を示し、失業に苦しむ府民を実際に救済する対策を求め、緊急雇用対策事業を効果あるものにすることを求めてきました。ところが京都府の事業でも、人件費比率がわずか1割でしかない環境ホルモンの実態把握調査事業や、失業者救済の新規採用がわずかという事業がたくさんあります。

先日、北海道庁にうかがってお聞きしましたところ、北海道では拓銀の破たん以来、新たに5万人を超える失業者が生まれ、完全失業率が一時6.5%にまで跳ね上がったことから、緊急雇用対策としては、実際の雇用効果にどう結実させるのかという点で大変研究され、ご苦労されていました。たとえば、道庁が直接委託する事業は、事前に企業から企画内容を提出してもらい、その中身を庁内のチームで一つ一つ検討して、「雇用効果が高いかどうか」の点数をつけているそうです。また、事業費のうち一定割合は必ず人件費として使うよう「しぼり」をかけ、実際に雇用効果があがらない場合には委託事業を取り消す場合もあるそうです。さらに、道の単費で国の交付金事業終了後に臨時的労働者を常用雇用した企業にたいし「雇用促進奨励金」を支給し、また22あるすべての

公共職業安定所に道の「雇用推進員」を単費で配置しています。現在、同じレベルの高い失業率に直面している本府として、その姿勢には十分に学ぶべき内容があると思います。

本府の緊急雇用特別基金事業は、昨年の実績では市町村を含む 149 件、約 7 億円の事業となっていますが、昨年度の実雇用人数 2697 名のうち、実際の離職者を新規に雇用した人数は何人ですか。また、今後、失業者を実際に救う具体策はどうされますか。

さらに、この事業の最大の問題は、委託事業であるため失業者の救済に実際には結びついていない点にあります。失業者対策として、つなぎのための公的就労の場を作ることこそ、いま必要です。いかがですか、お答えください。

【知事】緊急雇用特別基金事業については、国が一時的に就労の機会を与えることを本来の目的とした、かつての失業対策事業のときの課題を踏まえて、委託事業を原則とされてきた。このようななかで府としては、より多くの離職者の雇用につながるよう、道路・河川の美化や森林整備など雇用効果の高い事業を優先的に実施するとともに、委託契約のなかで延べ雇用人数や中期雇用者数の報告を求めたり、職業安定所へ求人票の提出を指導するなどの対策を講じている。

この結果、平成 11 年度の新規雇用人数は約 2000 人と、全雇用人数の 7 割を超えており、雇用の創出に大きく貢献している。今後、緊急雇用特別基金事業を積極的に活用するとともに、今議会にお願いしている就職面接会の実施や I T 関連の短期職業訓練の充実をはかるなど、市町村や職業安定所と連携を密にして、離職者の雇用の創出にいっそう努めていきたい。

業者と京都経済に大打撃の 2 信金譲渡問題

次に、2 信金の事業譲渡についておたずねします。

9 月下旬から、京都みやこ信用金庫と、南京都信用金庫によって、事業者に対し京都中央信用金庫への融資引継ぎの可否についての通告が開始されています。

私ども、普通に考えれば、すでに実質的に倒産しているようなケースを除き、2 信金を利用していただけた方が中信に引き継がれるものと考えます。ところが実状は大違いです。宇治市で飲食業を営む業者は、深刻な不況のもと、当初の返済条件を南京都信用金庫の同意を得て、条件変更を行い、その後はきちんと元金、金利とも返済してこられました。今回、債権回収機構、RCC への譲渡が通告されました。みやこ信金から資金を借りておられた貸ビル業者も同様です。下京区の業者さんも、返済に何の問題もありませんでしたが、3 年間連続して単年度赤字だということで RCC 行きを通告されました。同様な事態が各地で発生しています。先日、京都府南部で、RCC 行きが通告されていた業者の方が自殺されたと聞きます。

新聞報道では、RCC への売却は、3000 件にも達すると言われていています。一旦、債務の改修を専門に行う RCC への譲渡がされた事業者は、事業継続の意志を持っていたとしても、他の金融機関からの資金確保は実質的に困難となり、その後の営業活動はゆきづまります。私どもがかねてから警告していますように、この事態を放置すれば、京都府南部を中心に中小企業の経営は行き詰まり、倒産と関連企業の破たん、労働者の失業など深刻な事態を迎えることは必至であり、中小企業に支えられてきた京都の経済は、かつてない危機を迎えることとなります。

本府はこれまで、「相談窓口を設置し対応する」と述べてき、対策は万全であるかのように言われてきましたが、現実には「府の相談窓口に行ったが、金融機関で相談を」と、まともに対応してもらえなかったとの声が相次いでいます。国は国で、「民間と民間の問題」との姿勢は変わっていません。危機に直面しているこれらの事業者が、引き続き事業活動を継続できるようにするため、本府として必要な手だてはすべて打ち尽くす

ことが求められているのではないのでしょうか、そこで、知事におたずねします。

緊急に被害の実態調査を、融資制度の改善等を

まず、事業譲渡にかかわる影響の実態を調査する問題です。府として中小企業へ影響実態調査はされましたか。中央信用金庫に譲渡を拒否されている事業者の数は、どれくらいありますか。いずれにしても、被害の実態をつかまずに、有効な対策を打つことは不可能です。府として緊急に被害実態の調査を行うべきと考えます。知事のご見解をお聞かせください。

また、6月の議会で私どもは、京都府独自に今回の事態に対応する緊急融資制度を作る必要があると求めましたが、知事は「貸し渋り特別保証」で対応するとして拒否されました。しかし、金利が高かったり、返済条件が厳しい場合もありますし、すでに「特別保証」も「府の制度融資」も利用して新たに借り入れられないという場合などもあります。これらの事態に対応するためにも、無担保・無保証人・無利子の、2信金に対応した特別の緊急融資の創設がどうしても必要と考えます。

さらに「貸し渋り特別保証」は、深刻な現在の京都の経済状況を反映し、増枠された保証枠7000億円の枠も、8月末の段階で6029億円が利用されており、残り枠は1000億円を割っている状況です。今後予想される事態を考えれば、非常に厳しい状況です。国に対し大幅な増枠を求めることが必要ではありませんか。あわせてお答えください。

また、活用できる制度があっても、知らなければ、使うことはできません。京都中央信用金庫の幹部は、私どもや民商や京都総評などの懇談の中で、RCCへの譲渡を予定しているものであったとしても、保証協会の保証が付与されれば中央信用金庫は引き継ぐと明言され、行政の役割は大きいとしています。中小企業者に対し、「信用保証制度」の活用で、困難な事態に対処できる可能性があるということを広く知らせることが必要です。これは本来、京都みやこ、南京都両信金が責任をもって行うべきものです。しかし実際は、RCCへの売却が通知された方々の多くが、打開策について説明を受けておられません。まったく不十分です。本府として両信用金庫に、RCCへの譲渡回避のための対応を徹底するよう求めるべきと考えます。

そして、対策を強化するとともに、その内容を広く府民に伝える府の広報も重要です。京都府や信用保証協会などの相談窓口の設置と、事業者が留意すべき事項について広く知らせるべきであります。また、本府として中信への引継ぎを拒否された事業者に対し直接連絡をとり相談にあたるべきとも考えます。知事のご見解をお聞かせ下さい。

ところで、政府は、金融安定化特別保証制度を今年度末をもって廃止し、既存の保証制度の保証限度と対象の拡大で置き換えることを発表していますが、2信金事業譲渡による府下の中小企業への影響は、関連企業も含め来年度以降もより深刻となり継続することは明らかであり、種々のハードルをクリアしなければならない、既存の制度で対応することは困難であると懸念します。府として、国に対し「原則保証」を基本とする「金融安定化特別保証制度」の再延長を、強く要望すべきであると考えますが、いかがですか。廃止された場合でも、それにかわる府独自の制度を工夫すべきとも考えますが、あわせてお答え下さい。

【知事】事業譲渡の発表後いち早く、府市協調で設置した連絡会議での情報交換や相談窓口での中小企業のみなさんの声を十分聞きながら、関係信用金庫や組合の要請をはじめさまざまな対策をすすめてきた。また、地域あげての相談体制をつくるために、先般、国や市町村、京都信用保証協会などにおいても相談窓口を設置したところである。さらに、従来の経営指導員に加え特別相談指導員の配置や、弁護士や公認会計士などによる専門的相談体制も整備していくための予算を今議会にお願いしている。

制度融資や貸し渋り特別保証については、京都信用保証協会と連携して、個々の中小

企業の経営状況や返済の見通しなどを踏まえて適切に対応していくこととしており、保証枠が不足する場合の配慮についても、すでに国に要請している。なお、貸し渋り特別保証制度については、府内中小企業の厳しい状況を踏まえた対策を国に要望しており、国において現在、今後のあり方が検討されている。

大型店を規制する法制定、大型店凍結宣言を

次に大型店の問題についておたずねします。府下各地で大型店の進出が相次いでいるもとで、既存の商店街、小売店は壊滅的打撃を受け、巨大店舗の進出した地域では、交通・住環境・教育環境への深刻な影響にさらされています。

私は、右京区の大規模スーパーやコンビニの進出と小売業者の営業の実状を調査し、改めてその実態に驚きました。商店数の減少も顕著です。右京区の小売り業者は、平成9年の商業統計で見ると、この10年間で6軒に1軒が廃業されています。厳しい経済情勢の下、地域の住民の生活を支えるため家族ぐるみでがんばってこられた小売業者の方々がどのような気持ちで廃業、転業などに追い込まれて来られたかを考えると痛切の思いであります。

ところが現実はこちらに止まらず、さらに太秦地域にはニックとコーナンの進出計画が進められており、また島津五条工場跡地、三菱自動車移転跡地には大型商業施設、それも5万平方メートル、10万平方メートルというような広大な敷地を対象とする、超大型商業施設の計画が山積しています。これによって右京区を中心に中京、下京区など一帯の商店、業者に新たな打撃をもたらすとともに、交通渋滞問題、街づくり問題、教育環境の問題などに大きな影響が予想されます。

先日、島津五条跡地の商業施設問題で地元住民に対する初の説明会が開かれ、具体的な計画の詳細が明かにされました。計画規模は敷地面積が4万8614平方メートル、店舗面積4万5000平方メートル、延べ床面積12万2600平方メートルに及ぶ超大型の施設計画で、京都市が大店法廃止後の対策として策定した「京都市まちづくり条例」とこれに基づいて作成された「商業集積ガイドプラン」が定めるところの規制では、この地域の対象面積を2万平方メートル以下と定めていますが、これすら全く無視した無法な計画であります。しかも島津は、出店計画そのものが5年前に決定したものであり、計画どおり進めたいと、京都市の条例そのものを否定するかのごとき態度をとっています。

右京区ではさらに三菱自動車の移転跡地に島津五条工場跡地上回る規模の商業施設の計画が進められており、府下各地で同様の計画が相次いでいます。島津問題での対応を誤ると後に禍根を残すことにもなりかねません。

私ども日本共産党は、これまで大型店の出店に関する調整の役割を果たしてきたいわゆる「大店法」の規制緩和による改悪や、本年6月から実施されました商業活動の調整を一切含まない、大店立地法の導入と大店法の廃止に反対するとともに、知事に対し京都府独自の出店規制の指導要綱の制定や「大型店の出店拒否」を宣言することなどを繰り返し求めてきました。しかし、知事はことごとくこれを拒否されるばかりか、「大店立地法を活用し、商業振興とまちづくりの調和をはかる」、また、「立地法のほうが規制が厳しくなるという意見もある」と述べて、大店立地法のもとでも京都の小売業者と地域を守る事が可能であるかのように述べてされました。

しかし、現在京都において進行している事態を見れば、この知事のご認識は大きな誤りであり、商業活動の調整を排除している大店立地法の下で、地域の小売業者の経営と府民の生活を支える商店街・市場などを守ることはできず、その上、島津の態度を見れば、生活環境そのものも守ることができないことは明らかです。

そこで知事におたずねします。

商業活動の規制に役割を果たすことのできない大店立地法に変わり、「出店を許可制

にすること」「自治体独自の規制を可能とすること」などを盛り込んだ新たな立法、新「大店法」の制定を国に求めることが必要ではありませんか。

京都府下におけるこれ以上の出店は、京都の小売業界に致命的な影響を与えることは明らかです。知事として、京都府下への新たな大型スーパーの出店を拒否する「府の大型店凍結宣言」を直ちに行うときであると考えます。また、島津五条工場跡へのジャスコを核店舗とした超大型商業施設の進出に対し、明確に反対の立場を表明されることが必要なではありませんか。知事の決意をお伺いします。

【知事】府としては、新しい大店立地法のもとにおいても、あくまで地域の発展をはかるという立場に立って、市町村の意見を尊重しながら、庁内に設置した「まちづくり推進連絡協議会」や有識者で構成された大規模小売り店舗立地審議会などを十分に活用して、適切に対応していきたい。

なお、京都市内の調整については、地方分権時代のまちづくりの重要案件として、大店立地法上、京都市長の権限とされている。島津五条工場の案件も京都市において総合的に判断され、適切に対処されるものと考えている。テレビで実況報告もされており、私も見たが、先般、京都市議会でもこの問題について活発な論議がされて、市長答弁もあった。荘司議員も党内の連絡を受けておられると思うので、お調べいただきたい。

府としては重要な案件と考えており、今後の動きを京都市とも情報交換を密にして十分注視したい。

問題点が明確になった介護保険

次に、介護保険についてです。制度のスタートから半年が経過しました。知事も森総理も「順調にスタートした」といわれましたが、必要な介護が受けられなくなった人が大量に生まれ、「これではいったい何のための介護保険か」との声があがっています。日本共産党は、問題の根本解決のためにも財源構成にメスを入れ、国庫負担を4分の1から2分の1に引き上げること、緊急対策として低所得者の利用料軽減とともに、保険料については10月からの徴収の再検討と、住民税非課税者の免除を提案してきましたが、これらが最低限の願いであり、緊急、切実に求められるものであることがいよいよ明らかになりました。

今月から1号被保険者の保険料徴収が始まり、保険額の通知を受けた高齢者からの苦情や問い合わせが殺到し、京都市と一般市だけで1万5000件を超えています。京都市では「住民税非課税なのに、なぜ課税者とみなされて保険料を徴収されるのか」という制度の矛盾をついた苦情が半数を超えています。また、「なぜ保険料を引かれるのか。自分は保険に入るつもりはない」などの声も出ています。「収入は二人の年金だけ。その年金から天引きするとはあんまりです」という切実な声に、対応した職員からも、国の制度の見直しや、自治体独自の減免制度が必要との声があがっています。65歳以上の保険料基準額の府下平均は月額2670円です。しかも月額1万5000円以上の年金受給者は全員が天引きされるという過酷な徴収方法です。高齢者の4割が月4万円台の年金で暮らしていますが、そこから数千円の保険料を差し引かれてはどのように生活しろというのでしょうか。生計費への非課税は憲法25条の生存権の税制面での具体化であり、住民税非課税世帯から保険料をとるべきではありません。そのうえさらに開会中の臨時国会で、来年1月から70歳以上の高齢者の医療費負担の原則一割定率制への引き上げがねらわれており、お年寄りにとっては、まさにダブルパンチです。

市町村の保険料・利用料減免に支援を

深刻な矛盾の解消のため、保険料・利用料減免の独自施策をすすめる自治体が生まれ

ています。八幡市では、第1段階のうち生活保護を受けていない方の保険料を全額助成しています。何らかの利用料減免措置をとっている自治体も、長岡京市、京田辺市をはじめ2市2町に広がっています。また本府は今年4月から介護者激励金を打ち切ってしまいましたが、27自治体で独自に継続をしています。必要な介護サービスを受けられないお年寄りが生まれるのを防ぐことは本府の責任でもあります。こうした市町村の自主的な独自施策が広がるように、府としても支援策を立てるべきではないでしょうか。あらためて支援策があるのかをお伺いします。

また、厚生省は全額免除をすすめる自治体に対して「介護保険の趣旨に反する。保険制度として成り立たなくなる」と圧力をかけています。介護保険料の徴収は市町村の固有事務のため、軽減する自治体を国が直接指導はできません。このため厚生省は見解という参考情報を全市町村に送付することで、自治体の独自の努力を押さえ、他の市町村への波及を封じ込めるねらいです。こんなことを知事はお認めになるのですか。明確なご答弁を求めます。

【知事】 保険料や利用料の負担軽減をはじめとした低所得者に対する配慮など、全国共通の課題に関しては、従来から全国知事会なども連携しながら、国に要望するなど必要な取り組みをすすめてきており、引き続きこうした立場で対応したい。また、在宅で介護をされている方に対する激励金については、府としては、市町村が地域の実状に応じて取り組んでいるいきがいデイサービスや介護用品の支給などに助成する高齢者介護予防等支援事業を実施することにより対応している。

なお、保険料の減免等に対する国の見解に対しては、介護保険制度が、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える保険制度であり、また、低所得者に対する配慮をする場合は5段階の保険料を6段階にするなどの方法があるので、それぞれの市町村の事情があるとは思いますが、まずは制度の枠内で工夫していただくことが大切ではないかと考えている。

特養ホーム待機者など実態の全面的調査を

この半年間で利用抑制の実態がいよいよ明らかになっています。舞鶴市、福知山市、綾部市の今年4・5月の在宅サービスの利用状況をみますと、訪問介護とショートステイの利用者が落ち込んでいます。この傾向は、わが党独自の調査でも、府下の大半の自治体に共通しています。利用抑制の要因として2つが考えられます。第一に高すぎる利用料負担です。保険料徴収がはじまり、さらにサービスを減らさざるを得なくなる人が増えるのは必至です。低所得者の在宅介護の利用料を3%に引き下げることが緊急に必要です。第二に基盤整備の遅れです。採算性を理由にしたコムソンの撤退がすすんでいるように、「民間参入に期待する」というだけでは、必要な介護を安心して受けたいという府民の願いにこたえられないことははっきりしています。

そこであらためて、本府の責任についてお伺いします。知事は深刻な利用抑制の実態と原因をご承知でしょうか。市町村によって実態をつかんでいるところもそうでないところもあるというようなことでは困ります。わが党の独自調査でも、例えば特別養護老人ホームの待機者数については、3月末までは掌握されていましたが、介護保険では自治体が掌握するしくみになっていないために、4月以降はわからなくなっている自治体が増えていきます。京都市と一般市では12自治体中半分で掌握ができていません。実態もつかまずに制度の改善はできません。北海道では3月末段階での特別養護老人ホームへの入所を希望するすべての待機者を名前で掌握し、その後入所できたのかどうか毎月の後追い調査をしています。山梨県では市町村と協力してアンケートをとり、介護保険実施後に必要なサービスを受けられているかどうか等の実態把握につとめています。こうした道県の努力に比べ、本府が実態把握すらしていないことは本当に残念です。あら

ためて府として、介護保険開始後の全面的な実態調査を、市町村の協力も得て本腰を入れてすすめることをつよく求めますがいかがですか。知事の御所見をお聞かせください。

【知事】介護保険事業支援計画については、3年ごとに実態を踏まえた見直しをすることとされており、今後、市町村とも連携するなかで、利用状況の把握に努め、適切に対応したい。

被爆者の減免措置を

この問題の最後に、被爆者の減免措置についてお伺いします。6月議会でわが党議員がこの問題について質問した際、理事者は、「国の制度拡大の見通しが得られれば、必要な対応をしたい」と答弁されました。その直後に、厚生省は要望のあった9都県の被爆者を対象に、福祉系サービス無料化の検討をはじめたではありませんか。なぜ本府は被爆者の減免措置を要望しなかったのですか。また今後は要望するつもりがあるのかどうか、知事の明確な見解をお示してください。

【知事】被爆者対策は、国の責任において全国一律に実施されるべきもので、保健、医療、福祉にわたる総合的な制度の充実・拡大を機会あるごとに要望してきている。国においては来年度から利用者負担助成の対象の拡大を検討されていると聞いており、京都府を含め各都道府県を対象とした制度となるよう、引き続き強く要望するとともに、その動向を見ながら、臨機に必要に対応をおこないたい。

公共事業の見直し

次に、公共事業にかかわる問題です。

むだな公共事業が多いという国民の批判の前に、政府・与党は、8月末に、公共事業の見直しを発表しました。多くのマスコミが指摘しているとおおり、全体としては、どうにもならなくなった事業を中止しようというものです。金額も年額にして2000億円から3000億円程度で、総額50兆円のわずか0.5%にすぎず、抜本見直しとはほど遠いものです。しかもいま開かれている国会に提出されようとしている補正予算も大型公共事業が中心で、来年度の概算要求でも、公共事業は今年度並みの水準を維持するとしています。公共事業には50兆円、社会保障には20兆円という逆立ちした税金の使い方を改め、「むだな公共事業をやめよ」という国民の批判に逆行しています。

わが議員団は、本府のすすめる公共事業について、たとえば舞鶴港の和田埠頭建設、京都市内高速道路、桂川雨水対策の呑龍事業、木津川右岸運動公園のスタジアム建設、京都迎賓館建設などの見直し・中止を求めてきました。知事は、いずれもわが議員団の質問に、見直しを拒否されてきましたが、和田埠頭、呑龍事業、スタジアム建設は、事実上、休止・見直しに追い込まれています。ところが、いま京都市内の高速道路計画は、なんの見直しもなく、すすめられています。

京都高速道路建設の見直し・中止を

そこで、京都市内の高速道路建設について伺います。知事は京都高速道路について、「京都市南部と周辺地域の交通渋滞による排気ガスの発生を抑制して環境悪化を防止する」、また、「社会経済活動の活性化を促し、京都の発展にきわめて重要な都市基盤施設」と述べています。しかし、その根拠はまったくなく、逆に交通渋滞の激化、環境の悪化、京都の発展を阻害する危険のほうが大きいものです。

まず、渋滞解消の問題です。京都市内の交通渋滞は激しく、これを解決するのは当然必要なことです。高速道路をつくれば、逆に車の流入が増えるのはいまや常識であり、現に東京や大阪など大都市部でのいままでの高速道路建設をみても明らかです。京都高

速道路の建設では、たとえば山科区ナギノ辻交差点では南側だけでも新たに4000台の車の流入が予想され、大問題になっています。新十条通りは3万台、油小路通り線が5万台、さらに、西大路線の出口が市民病院前につくられ、9号線立体交差事業とあわせると西大路五条に車が集中することになります。

知事は、阪神高速道路公団の資料では、渋滞解消となると述べていますが、つくる側の資料ではありませんか。すでに、大都市部で建設された高速道路で車が増えて渋滞がひどくなっているという事実こそ、みるべきではありませんか。今から13年前に、京都で開かれた歴史都市会議では、「都市を車にあわせてつくる時代は終わった」と多くの代表が発言しました。いまや、世界の流れは、都市内にできるだけ車を入れないことが交通政策の基本になっています。知事は、世界の流れに逆らう政策をおすすめになるのでしょうか。見解をお聞かせください。

二つ目に、環境の問題です。京都市内にある大気汚染の状況を調べ自動車排気ガス測定局6カ所のうち3カ所は、二酸化窒素で、国のゆるい基準さえ上回っています。また、この高速道路建設による交通量から予測して、二酸化炭素は年間2万7000トンも排出されることになります。3年前に京都で開かれた地球温暖化防止国際会議では二酸化炭素も含め削減が決定されましたが、この趣旨にも反するものです。このように渋滞が激しくなり、環境が悪化しては、京都の経済社会活動がよくなるはずがありません。ましてや世界遺産のまちに高速道路はふさわしくありません。見直すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

三つ目は、財政負担の問題です。京都高速道路の建設は阪神高速道路公団がすすめています。京都府と京都市は、国とともに出資金という形で建設費を負担しています。当初はわずかな負担という計画でしたが、実際の京都府の負担は、事業費の2.45%から6.25%と引き上げられました。そのうえ、道路公団の経営が悪いということで、今後、自治体の負担をさらに引き上げるべきという議論がすすんでおり、12.5%という話も出ています。

加えて8月末には、新十条通の事業費が工法の変更で、これまでの1787億円から2003億円へと216億円、12%もふくれあがり、本府と京都市の負担がそれぞれ12億円増えることが新聞で報道されました。かつて京都市の地下鉄工事費が大膨張して大問題になりましたが、簡単に事業費が増やされ、本府の負担が増やされて、知事は黙ってそれを受け入れるおつもりですか。阪神高速道路公団に受け入れられないと言うべきと考えますが、いかがですか。経済雑誌の「東洋経済」は、京都高速道路の総事業費は8000億円になるだろうと書いています。そうなると、いまの負担割合でも500億円にもなり、こんな事態になれば本府の財政がいつそう破綻することは明らかです。明確にお答えください。

知事はこれまで、わが議員団の質問に、「財政は厳しいが、京都高速道路はすすめる」と答えてきました。一方では、財政が厳しいからと言って、生活に密着した道路、河川整備などの府単独事業をどんどん削りながら、何億円、何十億円かかっても京都高速道路の出資金は出してすすめるのでは、到底、府民の納得が得られません。どう説明されますか。この際、むだで環境を壊し、財政も破綻させる京都高速道路はキッパリと中止を求めべきであります。知事の答弁を求めます。

【知事】 京都高速道路は、21世紀の京都の発展のために欠かすことのできない重要な都市基盤施設であり、京都市内の交通渋滞を緩和することにより、排気ガスの発生を抑制し、環境悪化の防止にも寄与するものと考えている。先ほど荘司議員は自動車そのものの数を減らすことはおふれにならなかったもので、自動車の数が減らなければ、その自動車はどっかで走っているので、地球に与える排気ガスの影響は変わらないと思う。

府としては、これまでから阪神高速道路公団に、事業費の抑制を要請しており、今回

の新十条通りの事業費増額については、公団に対し知事名の文書をもって、変更理由の十分な説明とコスト縮減をはじめあらゆる努力により事業費の増高を抑制することなどを申し入れた。その後私も直接、公団のトップと会い、その趣旨を申し入れたが、工事箇所周辺への影響防止に万全を期すためにも、今回の措置はやむを得ないものであると考えている。

なお、全体事業費については、残る3路線、久世橋線、堀川線、西大路線の基本計画策定手続きがすすめられるなかで明らかにされるものである。今後とも、府市協調を基本として、京都高速道路の整備促進に努めたいと考えている。

業者との癒着を断ちきり、汚職再発防止を

次に、本府の公共事業と業者の癒着、汚職の問題です。

去る9月15日、宮津土木事務所の課長が汚職容疑で逮捕されました。容疑の内容は、府が発注する河川改修工事の設計など複数の設計の入札で価格を特定の業者に教え、謝礼数十万円を受け取ったというものです。2年前の木津土木事務所でおきた汚職と同じ構図の繰り返し、改まらぬ癒着体質との新聞報道もあります。

わが議員団はこれまでに、本府の公共事業についての業者との癒着や入札の問題を取り上げて、癒着を断ちきり、公正な入札を求めてきました。3年前には、用地測量が業界団体である用地測量協会に丸投げされている問題を取り上げ、競争入札でなく、随意契約でおこなわれている問題と落札業者の多数が府の幹部職員が天下りしている業者であるという問題などを指摘しました。そのとき知事は、丸投げは当たり前という態度で、まったく反省しませんでした。その後、入札の一部を手直ししましたが、基本的な態度を変えようとはされませんでした。また知事は2年前の木津土木事務所職員の汚職問題のときには、全庁挙げて総点検を行い、再発防止と府民の信頼回復に全力をあげると述べられましたが、再び今回の事件となりました。

わが議員団は10年前に、本府が発注する工事の落札の前後に、落札業者から自民党・野中代議士に献金がされている事実を指摘し、入札をめぐる疑惑についての解明を求めました。また、ある雑誌が「知事は野中氏の意向をないがしろにして府政をすすめることはできない」と書いていることを示して、府政の公正な運営、公正な発注などを求めてきました。ところが、知事は、これらに背を向けて、疑惑の解明もされませんでした。

指摘された疑惑の解明もせず、用地測量丸投げや幹部職員の天下りを当然として業者との癒着をつづける知事の態度があるからこそ、汚職問題がつづくのです。汚職をなくし、公正な府政をすすめるために、知事自身が、特定の政治家の介入を許さない態度、建設業界などへの幹部職員の天下りをやめるなど業者との癒着を断ちきる姿勢と入札の改善が必要であります。このことを強く指摘して、知事の見解を伺います。

【知事】 このたびの宮津土木事務所職員の収賄事件については、これまでも申し上げたとおりであるが、本日のご指摘の趣旨も参考にさせていただき、対処したい。

農政転換、米の価格対策、農林水産物のセーフガード発動を要求せよ

次に、農林漁業について質問します。今月の1日に、網野町で「全国豊かな海づくり大会」が開催されました。地元の漁業協同組合の組合長さんも述べておられるように、海の環境の変化による漁獲量の減少、輸入増による魚の価格の低迷、後継者難など、漁業をめぐる状況はきわめて深刻です。わが議員団は、本府がこの大会を契機に、いっそう、後継者対策の強化、水産物の輸入規制、海の環境改善などで、漁業の振興に全力をつくすことを求めるものです。

さて、今年の米の作柄はよいのに、いま農家では、収穫が喜ばない、それどころか、来年も米が安心して作れるのかという、心配の声があがっています。それは、米の価格がひきつづき大幅に下がり、豊作を理由に減反が来年さらに増やされるという動きがあるからです。今年の京都産の自主流通米の8月の入札価格は60キロあたり1万6350円で、昨年と比べ1500円、一昨年からは約3400円、新食料法施行の6年前と比べて実に6000円以上の値下がりです。これは、政府が米の輸入自由化を強行し、価格と流通を市場まかせにしたことに根本原因があり、さらに自主流通米の値幅制限を廃止したことが拍車をかけているのです。農家と農業を守るために、米価暴落の根本原因にメスを入れた対策を早急に確立することが必要です。

さらに、近年、野菜の輸入が急増して価格が暴落し、農家の経営をいっそう苦しめています。92年から99年の7年間に、タマネギやシイタケは6倍以上に輸入が増え、その他の野菜、水産物も軒並み輸入が増え、価格が低迷しています。魚の自給率は98年には66%まで低下しています。かつて、わが議員団はシイタケについて輸入制限のセーフガードの発動を要請するよう求めましたが、知事は拒否されました。いま全国で野菜の輸入制限を求めて、セーフガードの発動を求める運動が大きく広がっています。群馬県では、JA中央会が知事に国への要請を求め、議会も動き出しています。

いま、食料の自給率は40%、穀物自給率は25%まで低下しています。世界でも異様な低さです。食糧自給率の向上は、21世紀の国民的課題であります。知事は、この際、米・農林漁業政策の根本的転換を政府に求め、米価を保障し、米の輸入をやめること、水産物を含めた生鮮食料品の輸入制限、セーフガードの発動を政府に強く要求すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

【知事】 昨年7月、国内農業生産の増大をはかることを食料の安定的供給の基本に掲げた食料・農業・農村基本法があしかけ6年に及ぶ国民各界各層の論議を経て成立したが、これがわが国農政の基本になると考えている。この法律に基づき現在、食糧自給率の向上をはかるための政策が順次具体化され、実効に移されているところである。

京都府ではこれまでから、主食である米については、国の責任で制度を充実されるよう要望してきたが、去る9月28日には、農器用団体の強い要望を踏まえ、海外援助による

米の在庫削減などを柱とした「緊急総合米対策」が決定された。

また輸入野菜についても先日、農業団体が一般セーフガードの早期発動と輸入の増大等に機動的に対応できるよう、手続きの見直しを国に要望したところであり、これらの動きを注視したい。

非核京都府宣言を

質問の最後に、平和を守るために本府が果たせる役割についておたずねします。府庁玄関の残暦メモリーが示すように、20世紀まで既に100日を切りました。21世紀を迎えるにあたり、どうしても20世紀の内にその方向性と解決の糸口を示すべき、いくつかの課題があると考えますが、その一つとして、核兵器をこの地球上から葬り去る核廃絶の課題は、知事が常日頃おっしゃっている安心、安全な生活を府民が続けていくうえでも重要な課題のひとつだと考えます。

今春、世界187カ国が参加して開かれた核兵器不拡散条約再検討会議の最終文書では、「核兵器の完全廃絶」を達成するという「明確な約束」が「地球と人類の未来にとって、緊急かつ中心的な課題である」ことを核保有国を含む参加国が一致して確認、合意されました。アメリカなどの主張で、究極の課題として廃絶を事実上棚上げされてきた核廃絶の課題が、今日的課題として位置づけられたことは、21世紀を平和な世紀であってほしいと考える、全ての人々の共通の願いを実現するうえで大きな第一歩を踏み出し

たものです。

また、国会においてわが党の不破委員長が、非核三原則を国是としている日本政府が、密かにアメリカと核持ち込みの密約をかわしていた事実を、アメリカの公文書に基づいて明らかにしたことはご存じと思います。8月30日には、朝日新聞が独自の調査で同様の報道を行ないました。この事実は、知事が「国において非核三原則が宣言されているところであり、今後ともこれを堅持していくことが重要である」と繰り返し述べてこられたこれまでの、知事の認識を根底から覆すものであります。同時に、これまでに舞鶴港にたびたび入港した核積載艦による核持ち込みの危険性を示すものであります。舞鶴市は旧軍港市転換法によって平和都市として再生されることになり、今年50周年の節目の年を迎えました。平和な貿易都市を目指している舞鶴の港を核兵器の密かな持ち込みを許すような港にしてはなりません。この街・この港を将来にわたって京都府の北の玄関口にふさわしい平和な貿易都市として、発展させるためにも、京都府知事としてこの機会に非核京都府宣言をされるべきと考えます。知事が決断をされるおつもりはないか、改めて知事のご所見を伺い、私の質問を終わります。

【知事】 府民の生命と安全を守るべき知事として、いかなる国のいかなる核兵器にも反対であり、すべての国が核兵器を廃絶し、世界の恒久平和が確立されることを強く願っている。また、核廃止宣言については、これまで議会で何度もお答えしているとおり、核兵器禁止、完全軍縮をうたった決議が、共産党を除く全会派の賛成で昭和35年に府議会でなされているので、私はこの決議が府民全体の非核の意思を宣言したものだと考えている。

(注) 知事の言う「昭和35年の府議会の決議」とは、「世界連邦平和宣言」で、日米軍事同盟の強化をねらう日米安保条約改定に反対する運動に水をさすものでした。内容も、核兵器の禁止などを世界連邦の実現でめざすというもので、核兵器の禁止を、実現の見通しのない世界連邦実現まで待つ、すなわち、核廃絶を究極のかなたに棚上げするというものです。これが今日求められている非核宣言でないことは明らかです。日本共産党はこの決議に対して、核兵器禁止、軍事同盟廃止の実現のための努力など積極的な修正案を提出しました（この内容での反論は、94年12月議会の代表質問などで反論済み）。

● 他会派の代表質問の概要をご紹介します

山本 正(民主・府連、宇治市・久世郡) 2000、10、4

財政問題について

【山本】(1) 厳しい財政状況の下で、今後の財政見通し、財政運営の基本方針について。
(2) 「財政健全化指針」に基づく本府の取り組みに関して、①取組状況②府税等の歳入確保の、現在までの成果。また、各種施策の見直しの、現在までの取り組み成果。

【知事】景気回復の兆しが見られるが、府内中小企業や雇用を取り巻く情勢は依然と厳しく、景況は予断を許さない。税収の本格的な回復には相当な時間を要する。事務的経費が増加する中で、今日的課題や新たな情勢需要への的確な対応が求められていることなどを考慮すると、極めて厳しい財政運営が強いられる。財政健全化を成し遂げ、時代のニーズに即した企画の展開を支える強固な財政基盤を確立することが重要。「財政健全化指針」に基づき、地方財政基盤の充実・強化を国に働きかけるとともに、内部改革を徹底。あらゆる歳入の確保、企画の見直しに全庁を上げて取り組んでいる。具体的には交付税算定方法の改善による地方交付税増額、職員定数削減、昇給延伸による人件費抑制、臨時的な地方債の確保、滞納の府税徴収率の向上、府有財産の売却、事務事業の見直し、投資的経費の重点化による事業費削減。着実に成果を積み重ねてきた。全体として「指針」目標に対しおおむね60%程度達成。

景気・雇用・失業対策について

【山本】(1) ベンチャー企業をはじめ、中小企業支援策として、ワンストップでの総合体制の整備、中小企業金融対策、技術開発支援、下請中小企業対策、IT革命への対応等、中小企業をきめ細やかにサポートする体制を整備し、中小企業を育成する施策の取り組み状況。

【知事】府中小企業総合センターや織物機械金属振興センターなどを通じ、経営、技術支援、ベンチャー投資などニーズに応じた支援策をおこなってきた。今年度は、京都府中小企業振興公社に新事業経営革新支援センター、府内6カ所の商工会、商工会議所に地域中小企業支援センターを設置。きめこまかな相談に応じる体制を整備。低利融資による創業支援、経営革新の取り組みに対する新たな融資、助成制度などをはかった。世界的なハイテク企業に集中した主要企業で中心的に活躍した方々に、ビジネススーパーバイザーをお願いし、経営や技術に関するノウハウを生かして中小企業等へのアドバイスなどをおこなってもらっている。

【山本】(2) **日産車体京都工場の事業規模縮小に関して** ①「緊急雇用安定地域」指定に関しての具体的な取り組み状況。また、日産車体京都工場に納入している一次取り引き先業者への対応は。②工場跡地活用について。

【知事】緊急雇用安定地域への指定後、関係機関が連携し雇用の維持、安定をはかるため、各種助成制度の周知に努めると共に、宇治公共職業安定所、雇用能力開発機構の特別相談窓口で助成金などの相談がおこなわれている。府としても離職者などの再就職を支援する就職面接会の開催。宇治市、久御山町の雇用などの相談窓口設置に助成、短期職業訓練などの予算を今議会にお願いしている。取り引き先への対応策は、日産車体に対して下請企業への配慮を要請。取り引きを希望する下請企業については、生産規模縮小後も京都工場に残るマイクロバス関係の部品発注を優先するなど配慮されることになった。引き続き下請企業への配慮を要請、京都府中小企業振興公社などを通じ、受注斡旋等に努める。

工場跡地活用は、計画発表直後から日産車体に地元への十分な情報提供を働きかけ、国にも雇用、下請け対策への対応を要望。引き続き地元市町の意向を反映するよう要請する。

【山本】(3) **2信金の事業譲渡について** 取り引き企業の間で運転資金のカットや保

証協会の代位弁済が厳格すぎるなど、悲鳴の声が上がっている。少しでも可能性のある企業への支援、商工会議所等が実施している経営指導に対する支援。

【知事】取り引き先中小企業への融資継続、職員の雇用確保について関係の信用金庫、監督官庁の国、預金保険機構などに強く要請してきた。信用金庫の再編にかかる連絡会議で情報交換するとともに、相談窓口での中小企業の声聞き、対策を進めている。先般、従来のからの相談窓口に加え、地域を挙げた相談体制を整備するため、国、市町村、京都信用保証協会、商工会、商工会議所などで新たに窓口を開設。また、民間金融業務経験者を特別相談指導員として宇治商工会議所などに配置。弁護士・公認会計士などによる相談体制も拡充する。融資や保証についても京都信用保証協会と連携しながら個々の中小企業の経営状況、返済見通しなどを踏まえ、適切に対応していく。引き続き関係信用金庫や国に要請していく。

【山本】(4) 厳しい雇用情勢が続く中とりわけ中高年や学卒未就職者の雇用対策が重要。雇用・失業対策の基本方針及び具体策について。

【知事】当面、特に厳しい状況にある中高年の非自発的失業者や新規学卒者、学卒未就職者に重点を置き、就職面接会の実施、IT関連などの短期職業訓練の拡充などをおこなう。緊急雇用特別基金を活用し、京都府、市町村挙げて雇用創出に努めている。中・長期的にはわが国の産業、雇用構造の変化に適切に対応した対策が必要。ITや介護分野など新規成長産業の振興やインキュベートルームを活用したベンチャー企業の育成などで、新たな雇用の創出、労働力需給のミスマッチの解消をはかる職業能力の開発、女性、障害者、高齢者などの雇用の促進が重要。京都労働局との連携を密に産業界、労働界、教育界など幅広い分野の代表で構成される京都府雇用促進協議会の意見も聞き、地域実態を踏まえた対策に取り組む。

少子・高齢化対策について

【山本】(1) 合計特殊出生率の減少傾向が続く中、子育てに対する負担感を緩和・除去し、安心して子育てできる環境を整備すべき。①「新エンゼルプラン」の点検、見直し作業が進められているが、子育て支援策の今後の取り組み方策は。② 児童虐待で、今後の取組方策は。

【知事】府の「新しい総合計画」でも、少子化対策を重要課題に企画推進の戦略に位置づけ、子育てに夢を持てる社会をめざし、必要な施策を推進していく。「京都未来っ子21プラン」についても、国の「新エンゼルプラン」、「京都府の新しい総合計画」の趣旨を踏まえ、児童虐待など新たな課題に対応するため、「子育て支援を考える懇話会」の意見も聴き、後半五年間の実施に向けて見直しをする。子どもへの虐待は地域の実情に通じた市町村が主体となり、民生児童委員や医師など地域の関係者と協力してネットワークを構築することが必要。今年度、宇治市で「児童虐待防止のネットワーク会議」設置の予定。府も宇治児童相談所、保健所が専門機関として運営に協力して、児童心理、精神保健の専門家による助言、情報提供など必要な支援をおこなう。

介護保険制度に関して

【山本】①ホームヘルパーの利用料減免制度の実施、要支援・自立者を対象にした介護予防のための支援策充実など施策について、現時点での効果、成果はどうか。②グループホームの整備は進んでいない。主要因として、補助金等の支援策が十分でないこと、グループホームの開設等に関する相談窓口がない等が指摘されており、責任は国にあるが、本府はどのように捉まえているか。③質の良い介護を提供するため、介護職員の資質向上と安心して働ける環境づくりにもどのように取り組むか。④介護保険制度が一層充実、定着するよう全庁を挙げての取り組みを強化すべき。その決意はどうか。

【知事】ホームヘルプサービスの利用料負担軽減などの特別対策、介護予防生活支援事業等については介護保険制度を円滑にするための重要な事業。各市町村において積極的に取

り組まれるよう要請してきた。効果・成果はしばらく推移を見守っていく必要がある。介護予防生活支援事業については、配食サービス、外出支援サービス、生きがいデイサービスなど、多くの市町村で実施されるなど利用者のニーズに応じた多様な事業に取り組まれている。痴呆性高齢者のグループホームの整備は、ある程度の期間が必要。市町村と連携し社会福祉法人などからの開設相談に応じながらはかっていく。職員の資質向上は利用者の立場に立ち、専門性と豊かな人間性を備えた質の高い人材を養成するため、京都府福祉人材研修センターで施設職員の職種、経験年数に応じた研修を体系的に実施。安定した施設運営が必要で京都府社会福祉施設経営者協議会の経営相談事業に助成化する。

新しい総合計画について

【**山本**】 今後の課題として①地域間競争を勝ち抜くための強力なリーダーシップの発揮②地方分権社会の発展に伴う府政の任務、役割の検証③21世紀の京都府の別確なイメージの確立④ふるさと京都を創造するための人づくり⑤京都の優れた資産の有効活用等が掲げられるとともに、今後10年間で、福祉やまちづくり等の推進を契機として、市町村合併の気運も高まるものとする。「新しい総合計画」の最終策定に向けた知事の所見。

【**知事**】 今回の試案の基本的な理念として、府民の自助、自立、府民や地域の自主性を生かした地域づくりの推進が重要とされている。21世紀の京都府がめざす5つの将来像と、府民とともに実現をめざす数値目標を明確に示す中で、主体的に町づくりをおこなう市町村を支援する府の役割を踏まえ、京都府と府民との共同や府民の視点に立った行政運営を一層進めていく。総合的、重点的に取り組んでいくべき重要な7つのプロジェクトを企画推進の戦略としてまとめ、美しい自然や世界的な文化・学術の集積した京都府の特性の活用、21世紀を担う人材の育成など、新しい時代に対応した新たな試みにチャレンジしていく姿勢を示している。本年末までに個性豊かで魅力ある京都府を築いていくための指針となる計画を策定していく。

教育問題について

【**山本**】 (1)「総合的な学習の時間」については、平成14年度の導入に向けて、既に学校現場で試行されているが、学校現場からは、「職場体験を学校の中にどのように活かしていくのか。学習の意味を十分理解できない子どもがいる」等、問題が指摘されている。現時点での基本的な考え方、小中学校での取り組み状況はどうか。(2)日野小学校事件を契機に、児童・生徒の安全確保、学校の安全管理について①文部省の通達等を踏まえ、PTA等の協力も得ながら、児童の危機管理体制や学校の安全管理体制を点検され、「危機管理の重要性が認識できた」との評価を聞く。一方、「その場限りでフォローが不十分。現場の声をもっと聞くべき」等の意見も聞かれる。その後の取り組み状況はどうか。②府総合教育センターにおいて、今回の事件に該当するような相談事例はなかったか。類似のケースあったか。一般的に言われている問題行動の原因や背景等とは全く異なる視点からの研究も必要。(3)学級崩壊の対応策として、非常勤講師の配置が可能となったが、この施策を導入すれば、教師の力量不足が問われるのではないかと、の危険や、保護者の理解が必要であるとの指摘もあるが、本施策に対する見解、現在の取り組み状況は。

【**教育長**】 総合学習は趣旨の理解の徹底をはかるため新教育課程説明会を実施。共通理解に努めている。平成11年度から府内の小中学校30校の研究指定校を設け先導的な研究を進め、成果を各学校で生かされるよう努めている。新しい学習移行期となった本年度、ほとんどの小中学校で実施。環境、福祉、地域の歴史、文化に取り組み、カリキュラム開発、指導のあり方の研究と実践をすすめている。学校の安全対策について、事件を一過性に終わらせないよう、年度当初の各種会議で指導、夏期休業前にも通知した。地域に開かれた学校づくりのため市町村教育委員会と連携し安全確保体制確立、保護者、地域等緊密な連携に努める。府総合教育センターの教育相談は昨年度延べ約4500件。うち半数が不登校、その他集団不適応、友人、家族関係。個々のケースに応じて精神科

医との面談、専門機関を紹介するなどしている。

学級運営については、国において始まった調査研究授業。市町村教育委員会と調整をしているところ。